

港区防災ラジオの配付対象の拡大について

災害時に要配慮者（※1）が区内のどこにいても必要な情報を受け取ることができ、確実に避難できるようにするため、港区防災ラジオ（以下「防災ラジオ」といいます。）の配付対象に、高齢者、障害者及び児童に係る施設並びに学校を管理運営する団体、町会・自治会並びにマンション管理組合を追加します。

1 経過

区は、防災行政無線（以下「防災無線」といいます。）の難聴対策を推進するため、平成30年6月から防災ラジオの配付対象を、「防災無線設備が設置されていない台場地区に住んでいる世帯」から「区内全域の防災無線が聞き取りにくい世帯」に拡大しました。

さらに、令和2年4月からは、防災ラジオを防災無線を補完する主要な災害情報伝達手段の一つとして位置付け、配付対象を「配付を希望する区内の全ての世帯」に拡大しました。

2 背景

近年の災害では、高齢者や障害者が受ける被害が増加しています。東日本大震災における高齢者等の被害状況を踏まえ、平成25年には、災害対策基本法が改正され、「要配慮者」及び「避難行動要支援者（※2）」が定義されるとともに、区市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられました。

また、令和元年10月の台風第19号や令和2年7月の豪雨においても、依然として高齢者等の被害が多かったことから、令和3年の災害対策基本法改正では、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成が区市町村の努力義務とされました。

今後、要配慮者については、災害発生時の避難支援に向けた取組を一層推進していくことが求められています。

※1 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（災害対策基本法第8条第2項第15号）。「その他の特に配慮を要する者」とは、妊産婦、子ども、外国人などが想定されています。

※2 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（災害対策基本法第49条の10）

3 現状と課題

これまでの配付対象の拡大により、区民が自宅にいる際は、防災ラジオにより防災無線を聞くことが可能になりました。

しかしながら、区民の生活圏は自宅のみではなく、特に要配慮者にとっては、特別養護老人ホーム、障害者支援ホーム等の施設、学校、児童館等で日中の多くの時間を過ごす人が存在します。

災害の発生時には、こうした施設の管理運営に携わる者が、要配慮者の避難を支援することとなるため、こうした人達にも防災ラジオを活用してもらい、情報の入手に努めてもらう必要があります。

また、現在の配付対象は、区民となっているため、町会・自治会やマンション管理組合といった、要配慮者と様々な場面で日常的に接する機会が多い団体は申請をすることができませんが、こうした団体についても、防災ラジオを活用し、要配慮者に対する避難行動意識の啓発や災害発生時に避難を呼びかけるための情報の入手に努めてもらう必要があります。

4 配付対象

- (1) 区民（従来どおり）
- (2) 区内の次の施設を管理運営する団体（新規追加）
 - ア 高齢者、障害者及び児童に係る施設
 - イ 学校教育法に定める学校、専修学校及び各種学校
 - ウ ア及びイのほか、要配慮者の避難支援に資する区内の施設（大使館等）
- (3) 町会・自治会及びマンション管理組合（新規追加）

5 自己負担金

1,000円

ただし、上記4（1）のうち、非課税世帯と生活保護世帯に属する区民については、負担金はかかりません。（従来どおり）

6 周知

- (1) 広報みなと、区ホームページ及びツイッターへの掲載
- (2) 区設掲示板へのポスター掲示
- (3) 区民まつり、総合防災訓練等におけるチラシ配布
- (4) 高齢者、障害者及び児童に係る施設、学校等へのチラシ配布
- (5) 地域防災協議会での周知
- (6) 町会・自治会等へのチラシ配布

7 配付開始日 令和4年6月1日

8 その他

今回の配付対象の拡大に合わせて、区内全ての区施設についても防災ラジオを配付します。